

八丈町農業委員会

第 1 1 回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和 7 年 2 月 2 5 日 (火)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和7年2月25日(火) 9:00～10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	浅沼 美和子	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：1名

7. 会議録署名委員の指名：3番 加藤 純生委員、4番 菊池 勝男委員

8. 議事

会議日

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について（利用権設定）

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、
事務局 奥山 万羅、篠崎 京平、小宮山 優、佐々木 大翔

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 中村 美郷

八丈支庁産業課農務担当 主事 西内 遼祐

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

島しょ農林水産総合センター主任普及指導員 松屋 美穂

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第11回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、3番委員・4番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和7年2月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 619㎡、権利種別 3条無償移転
譲渡人 ●●●●
譲渡人は自身が島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人 ●●●●
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。
作付予定作物 レモン
番号2① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 972㎡
番号2② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 329㎡、2筆合計 1,301㎡
権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 観葉鉢物

続いて番号 1 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号 1 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 1 農地説明】

続いて番号 2 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号 2 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 2 農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号 1 農地の●●●●さんについては、現在、設備業者で役員として勤務していますが休日等を利用して奥様と共に露地でレモンの栽培を行っていくとのことです。農地については、草が多少生えていますが、草刈機で整備できる平坦な場所で、農地取得後、機械を使いながら整地していくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行っていききたいということです。

番号 2 農地の●●●●さんについては、現在、設備業者で勤務していますが、休日は親戚の手伝いをしながら栽培方法を学んでおり、農地取得後は奥様と共に鉢物の栽培をしていくとのことです。農地については雑木等が生えていますが、農地取得後に開墾し利用していくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行っていききたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号 1・番号 2 農地について、7 番推進委員お願いします。

推委 7 番 農業委員、事務局と一緒に現地を確認しました。
番号 1 農地について、草が生えてはいますが、平坦な土地であり先日まで耕作もされていたので、草刈等すればすぐに耕作はできると思います。
続けて番号 2 農地について、事務局からの説明どおりで、雑木等がありますが、開墾して耕作するとのことです。問題はないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号 1・番号 2 農地について、12 番農業委員お願いします。

農委 12 番 番号 1 農地について、推進委員から説明があったとおりで、少し草は生えてはいますが、整備すれば問題なく耕作できると思います。
番号 2 農地については、譲受人の義理の父親が鉢物生産を行っており、今後は技術を学びなが

ら管理していくと思います。番号１、２どちらも問題はないかと思いますのでよろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第１号議案を許可相当と決するにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第１号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第２号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について（利用権設定）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第２号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について
農地中間管理事業の推進に関する法律１９条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の
提出について意見を求める。

令和７年２月２５日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号１① 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 １８，６９９㎡

番号１② 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 ２，５８０㎡、２筆合計 ２１，２７９㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 明日葉、期間 ５年間、賃借料は無償となります。

番号２ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 ２，０９６㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 キキョウラン、期間 ５年間、賃借料は年間１０，０００円となります。

続いて番号１農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号１農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号１農地説明】

続いて番号２農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号２農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号２農地説明】

。

最後に確認事項ですが、番号１の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんにつ

いては、認定農業者ですので全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、利用権からの移行であり、すでに整地されており、継続して明日葉の栽培を行う予定です。

番号2の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定農業者ですので全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、こちらも利用権からの移行であり、耐風強化型パイプハウスが整備されキキョウランを栽培しており、継続して栽培を行う予定です。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、3番推進委員お願いします。

推委3番 現地を確認しました。今回から中間管理事業を通しての貸借となる為、書類上は新規扱いですが、以前から基盤強化促進法での利用権設定で貸借が行われており更新の案件となります。農地については天地がえしや除草が行われており、少し草が生えている部分もトラクター等で整備すればすぐにでも耕作できるような状態ですので問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、6番農業委員お願いします。

農委6番 推進委員から説明があったとおり、実際は更新の案件でありで引き続き、明日葉の栽培をしていくとのこと。問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

議長 番号1農地について担当地区の農業委員、推進委員からの意見を聞きましたが、質問や意見等はございませんか。
…無いようでしたら第2号議案番号1農地については承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号番号1農地については承認することと決しました。
続いて第2号議案番号2農地について、担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思いますが、各委員方にご意見及び審議いただく前に、本件関係者となる農業委員は退出いただきますようお願いいたします。
～関係委員退出～

議長 それでは、番号2農地について、7番推進委員お願いします。

推委7番 農業委員、事務局で現地を確認しました。農業会議を通した中間管理事業での貸借ということで新規となっていますが、実際は基盤強化促進法での利用権設定で以前から畑は使用されており、実際は更新の案件となります。農地にはパイプハウスが建てられており、中ではキキョウランがきれいに栽培されております。問題はないと思いますので審議のほどよろしくお願いします。

ます。

議長 続いて、番号２農地について、１２番農業委員お願いします。

農委 12 番 推進委員、事務局から説明のあったとおりです。更新の案件ですので、畑もきれいに管理されており問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議長 第２号議案の番号２農地について、担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。

…無いようでしたら第２号議案番号２農地について承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第２号番号２農地については承認することと決しました。

事務局は退出された委員に、議場自席に戻っていただくよう連絡をお願いいたします。

～退出委員入室し、自席へ着席～